



コムラサキ

# ハンズ熊本通信

編集発行  
(株)ハンズ熊本

〒860-0811  
熊本県熊本市中央区本荘  
6丁目8-7  
TEL. 096 (375) 4340  
FAX. 096 (375) 4341

## 10月

(神無月) OCTOBER

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	.	.	.	.	.	.

### ワンポイント ふるさと納税の申告手続き簡素化

これまでふるさと納税を行い確定申告で寄附金控除を受ける際は、寄附ごとに自治体の「寄附金の受領書」が必要でした。令和3年分確定申告からは手続きが簡素化され、国税庁から指定を受けたふるさと納税サイトを運営する特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」の添付で済むようになります。

## 10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 11月1日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 11月1日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 11月1日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告 (7月~9月分) 11月1日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 11月1日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 11月1日 (労働保険事務組合委託の場合は11月15日)



企業経営の中でも販売価格の値決めは企業収益に結びつきため、その対応は慎重です。家電量販店のB社対Y社や、ハンバーガーチェーンのM社対他のハンバーガーチェーン、近隣商店街での薬局店間の価格競争などには、厳しさがありません。今回は、消費者の価格に対する反応を「参照価格」（経済学用語）を中心に値決めについて考えてみます。

### 一 参照価格

まず「参照価格」の説明に入る前に、次の問題を考えてみて下さい（注・問題の設定から図1までは、星野崇宏慶応義塾大学教授の説明を基に解説します）。

現在、商品の値決めを考えています。  
九〇〇円で一日一〇〇個売れている商品があります。より多く売れるよう一か月間一〇〇〇円の値引きをしたところ、一日一五〇個売れるようになりました。

- さて問題です。値引きをやめて九〇〇円に戻した場合、売上げはどうなるでしょうか？
- ① 消費者が商品の価値を認めているので、一〇〇〇〜一五〇〇の間で売れていく。
  - ② 元は九〇〇円で買っていた消費者が一日一〇〇人いたので、一日一〇〇個になる。
  - ③ 一日一〇〇個以下になってしまう。

多くの実験を行った結果、現実の消費者は③の行動をとったのです。

現代経済学は人間の意思決定を分析の対象にしていますが、消費者の買物動向については、次のように分析します。

消費者の日常の買い物では商品の価格に対して「時間をかけて評価するのではなく、現在の状況を基準（つまり参照価格）に考え、これが得かどうかの比較で判断している」とします。

### 二 プロスペクト理論

参照価格について、現代経済学（この一分野で行動経済学）から、理論（プロスペクト理論）を進めます。

プロスペクト理論では、事例の一〇〇円値引きは、参照価格の九〇〇円から一〇〇円値引きがあった。つまり、お得感（価値がある）があり、売上げが増える。

では、値引き後の八〇〇円から九〇〇円にすると、企業側は九〇〇円に「戻した」と考えますが、消費者側は一〇〇円の「値上げがあった」（痛手感）となり、

購入を控えるのです。

さて、プロスペクト理論の斬新な点は、利得（差額を受け取る）と損失（差額を支払う）では、同じ額でも損失のときの心理的価値の変化幅が大きく、損失を回避する行動をとる（事例の回答③です）と分析するのです。

この消費者心理を図で説明します。

図1は、プロスペクト理論の概要です。

縦軸に心理的価値（お得感・痛手感）、横軸に参照点（参照価格）を原点とした差額を表示。

図1の注意点の一つ目は、参照点が元の価格九〇〇円と値引き後の八〇〇円で同じ原点となっていることです。そして二つ目は、右側は一〇〇円値引きされたので一〇〇円の利得（実際に一〇〇円は受け取りませんが）、左側は一〇〇円の損失（実際に一〇〇円を余分に支払うこととなります）を表します。

そして三つ目は、④と⑤となっている長さの違いは、図2で説明します。

図2は、同じ一〇〇円でも心理的価値（感じ方）の違いを表

しています。

①は八〇〇円から（この場合、参照点が八〇〇円）一〇〇円の値上げがあった大きさで、②は九〇〇円から（この場合、参照点が九〇〇円）一〇〇円の値引きがあった大きさで、①は②を上回るといふダニエル・カーネマンとエイモス・トベルスキーの共同研究による成果です（カーネマンは、二〇〇二年、ノーベル経済学賞を受賞）。

図3は、経済学の本に出きます効用関数で、図1及び図2が横軸に対しS字を描いていることの説明です。

紙面の都合上、図3は図2の参照点より上の部分ですが、最初の一〇〇円の値引きの効用は②、その後さらに一〇〇円の値引きの効用は①、同様にまた値引きをした場合は③、これを見ますと、だんだん効用は減少していく、つまり、S字型カーブとなります。

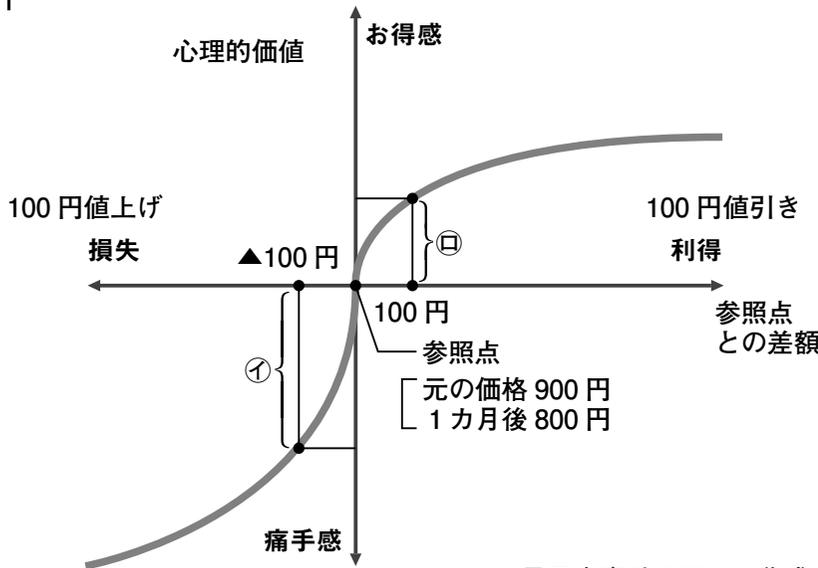
### 三 結論

最後に、プロスペクト理論は、「価格はなるべく変えない」「価格を直接下げるリスク」を説明

していますが、理解して頂けたでしょうか。  
是非、企業経営の参考にしていただきたいと思えます。

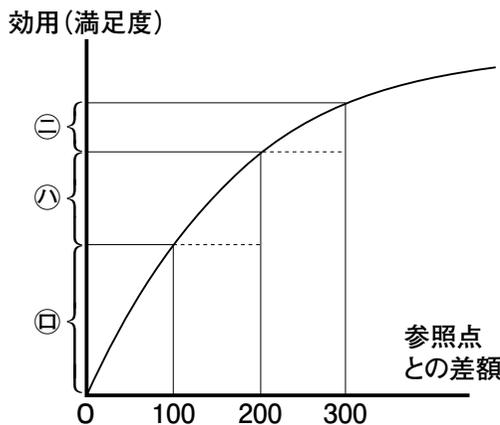
## プロスペクト理論と参照価格

図1



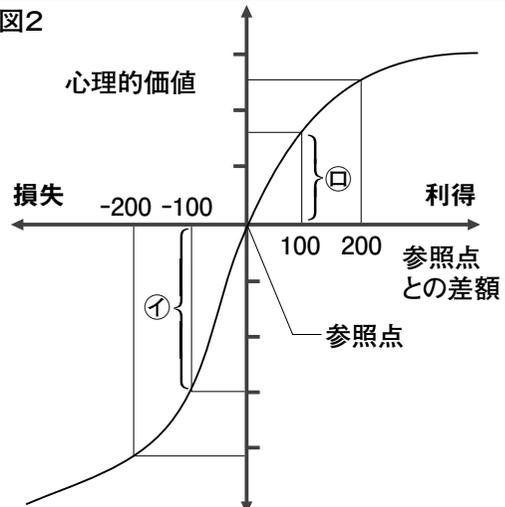
※ 星野崇宏氏の図より作成

図3

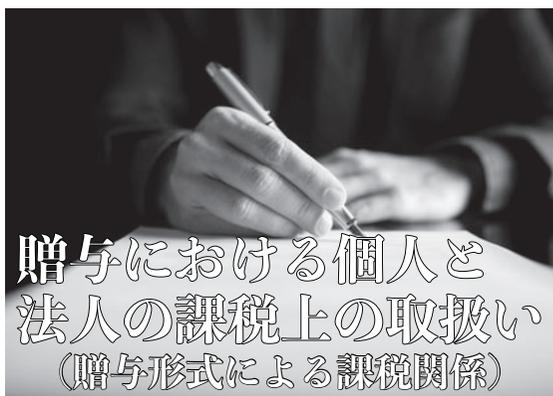


※ 効用関数の図より作成

図2



※ ダニエル・カーネマン氏の図から作成



贈与については、個人間や法人間だけではなく、個人と法人の間でも行われるものです。分類すると、①個人から個人、②個人から法人、③法人から個人、④法人から法人、の四つに区分することができます。そして、個人間での贈与は贈与税が課税されますが、その他では、それぞれ課税の取扱いが異なります。少し理解しにくいところもありますので、ここで簡単に整理してみます。

図表1 贈与税の速算表(相続時精算課税制度を適用しない場合)

基礎控除後の課税価格	一般		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0円	10%	0円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円 超			55%	640万円

## 1 個人から個人

個人から個人への贈与では、財産の贈与者には税金がかからず、財産の受贈者に原則として贈与税がかかります。

### (1) 課税方法

課税方法には、「暦年課税」のほか、親子間などの贈与で一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

暦年課税は、一暦年ごとに一〇万円までは基礎控除とし

て贈与税がかかります。また、父母や祖父母などの直系尊属から、その年の一月一日において二〇歳以上の子・孫などへの贈与には特例税率があります(図表1参照)。

相続時精算課税制度は、贈与を受けたときに、累積で二、五〇〇万円までの特別控除額及び一定の税率(二〇%)で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

### (2) 主な特例制度

#### ① 配偶者からの贈与の特例制度

婚姻期間が二〇年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、一定の要件の下で基礎控除のほかに最高二、〇〇〇万円までの控除(配偶者控除)が受けられます。

#### ② 住宅取得等資金の非課税制度

直系尊属から住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合において、受贈者が贈与を受けた年の一月一日において二〇歳以上であること等の一定の要件を

満たしていれば、一定額まで贈与税が非課税とされます。

#### ③ 教育、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度

直系尊属から一定年齢の子や孫が、金融機関との契約に基づき、教育資金などの贈与を受け、た場合は、教育資金は一、五〇〇万円、結婚・子育て資金は一、〇〇〇万円まで(結婚資金は三〇〇万円が限度)贈与税が非課税とされます。

## 2 個人から法人

### (1) 法人への贈与

法人は、時価で財産の贈与を受けたとして、その受贈益は法人税の課税対象とされます。

具体的には、期末資本金一億円以下の法人の場合、年八〇〇万円までの所得金額には一五%、超過分は二三・二%の法人税がかかります。また、地方法人税が基準法人税額に対し一〇・三%かかります(事業税、住民税省略)。

土地を例に仕訳をすると、次頁の仕訳1のようになります。一方、個人も「みなし譲渡所得課税」が適用されます。

(仕訳1)  
借方 貸方  
(土地) × × × / (受贈益) × × ×

(仕訳2)  
借方 貸方  
(寄附金) × × × / (土地) × × ×  
/ (売却益) × × ×

具体的には、財産を時価で譲渡（売却）し収入があったとみなし、その財産の時価から取得費等を差し引いた差額に対して所得税が課税されます。そのため、購入時よりも値上がりしている土地のように含み益がある財産を法人に贈与すると、個人にも税金がかかることとなります。なお、現金で贈与する場合は、含み益がないのでみなし譲渡所得課税は適用されません。不動産を個人が譲渡した場合、他の所得とは区分した申告分離課税となります。

税率は、土地や建物を売った年の一月一日現在で、所有期間が五年を超える「長期譲渡所得」

が所得税一五%（住民税五%）、五年以下の「短期譲渡所得」が所得税三〇%（住民税九%）です（別途復興特別所得税がかかります）。

(2) 同族会社への贈与  
同族会社に贈与した場合、同族会社の株式等の価額が増加した部分に相当する金額を株主は贈与者から贈与を受けたものとみなされます。

このため、財産を譲渡した個人とももらった同族会社双方に税金がかかるだけでなく、同族会社の株主にも贈与税がかかります。

### 3 法人から個人

法人は税務上、経済的合理性で行動することを前提として考えられています。したがって、財産を時価で譲渡したとして法人税がかかります。

仕訳で示すと、仕訳2のとおりです。

貸方（右側）は、時価と取得価額との差額が売却益となります。借方（左側）は、法人と個人の間に従業員や役員等の雇用関係があれば次のようになります。

図表2 贈与形式による課税関係

贈与形式	課税関係	
	贈与者	受贈者
①個人から個人	課税なし	贈与税がかかる (基礎控除・特例あり)
②個人から法人	みなし譲渡所得課税 (時価で譲渡とみなす)	法人税がかかる (資産計上・受贈益)
③法人から個人	法人税がかかる	所得税がかかる (給与又は一時所得)
④法人から法人	法人税がかかる	法人税がかかる (資産計上・受贈益)

す。

- ・ 従業員の場合 ↓ 賞与
- ・ 役員等の場合 ↓ 役員賞与
- ・ 雇用関係がない場合 ↓ 寄附金

贈与税は、個人から財産をもらった時にかかる税金です。会社など法人から財産をもらった時は個人には贈与税がかかりませんが、所得税がかかることになっています。

#### 一時所得の計算方法

一時所得の金額  
＝総収入金額－その収入を得るために支出した金額（※）－特別控除額（最高50万円）

※ その収入を生じた行為をするため、又は、その収入を生じた原因の発生に伴い、直接要した金額に限ります。

この場合、法人と個人間に雇用関係があれば「給与所得」として、雇用関係がなければ「一時所得」として処理します。

一時所得に該当する場合に、右のように算定され、その二分の一に相当する金額が総所得金額に算入されます。

### 4 法人から法人

財産を贈与した法人は、前記3と同様に財産を時価で譲渡したとして法人税がかかります。

一方、財産を受贈した法人は、財産を時価でもらったことになり、受贈益に法人税がかかります。

# 傷病により

## 休業したときの保険給付 (労災保険・健康保険)



労働者が傷病により働くことができないときは、労働者災害補償保険（労災保険）または健康保険の保険給付を受けられることがあります。

今回はそれらの保険給付が支給される要件や受給手続きについてご説明します。

### 一 業務上・通勤中の傷病

傷病の原因が、業務上や通勤中の被災等によるもの場合は、労災保険から休業（補償）等給付が支給されます。

なお、保険給付の名称は、業務上傷病により支給されるものは「休業補償給付」、二以上の事業の業務を要因とする傷病の場合は「複数事業労働者休業給

付」、通勤途中の傷病によるものは「休業給付」となりますが、これらを総称し「休業（補償）等給付」と表記します。

#### (一) 支給要件

休業（補償）等給付は、次の要件を満たす労働者に対して、休業の第四日目から支給されます。

- ・ 業務上の事由または通勤による傷病の療養のため
- ・ 労働することができず
- ・ 賃金を受けていない

休業の初日から第三日目までを「待期間」といい、この間は休業（補償）等給付を受けることができません。業務上の災害の場合、事業主が、この三日間について労働基準法に基づく

休業補償（一日につき平均賃金の六〇％）を行う必要があります。

また、「賃金を受けていない」

は、賃金を全く受けない日のほか、「賃金の一部を受けない日（全部労働することができず平均賃金の六〇％未満の金額しか受けられない日など）」を含みます。

#### (二) 支給額

##### ① 休業（補償）等給付

休業（補償）等給付の額は、「給付基礎日額の六〇％×休業日数」により算出します。

給付基礎日額とは、労働基準法の平均賃金に相当する額です。

複数事業労働者（事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者）については昨年に制度が改められ、令和二年九月一日以降に発生した傷病の場合は、複数の就業先の賃金額を合算した額を基にして給付基礎日額を算出することができます。

療養開始後一年六か月を経過した日以後も治っておらず、一定の傷病等級に該当するとき

は、保険給付の種類が休業（補償）等給付から傷病（補償）等年金へと切り替わります。

##### ② 休業特別支給金

労災保険には、保険給付に上乘せして支給される「特別支給金」の制度があり、休業（補償）等給付を受けられる労働者は「給付基礎日額の二〇％×休業日数」により算出した休業特別支給金を受けられます。

##### ③ 一部負担金

業務上災害の場合は、一部負担金は発生しませんが、通勤災害により療養給付（診察や治療など）を受ける者は、初回の休業給付から一部負担金として二〇〇円が減額されます。

#### (三) 手続き

##### ① 提出先

休業（補償）等給付の請求書の提出窓口は、労働基準監督署です。

請求書には労働者や事業主の情報のほか、被災日時や災害発生の原因・発生状況なども記載します。また、災害が発生したときは被災時の状況を記録しておくといでしょう。

様式は、労働基準監督署の窓

口で入手することのほか、厚生労働省のホームページからダウンロードすることもできます。

## ② 時効

休業（補償）等給付は、療養のため労働することができないため賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から二年を経過すると、時効により請求権が消滅します。

## （四）留意点

「業務上」や「通勤」の際に生じた事故は、すべて労災保険の保険給付の対象になるとは限らず、状況に応じて不支給となることもあります。

例としては、業務時間中に業務を離れ私的な行動をとっている間に生じた事故や、通勤経路の逸脱や中断した後の事故などです。

一方、傷病発生時に業務遂行中ではない場合であっても、業務と傷病等の間に一定の因果関係があるとき（「業務起因性」といいます。）には、労災として扱われることがあります。

例としては、業務と関連した後遺症などです。

## 二 私傷病

健康保険の被保険者が、私傷病により休業した場合は、傷病手当金が支給されます。

### （一）支給要件

- ・ 傷病手当金は、次の要件を満たす者に対し、休業の第四日目から支給されます。
- ・ 業務外の傷病の療養のため、業務に服することができない

前述の労災保険の待期は「休・休・出勤・休・休」のよう期待期の途中で出勤した日がある場合でも待期を満たしたこととなり、休業第四日目から支給されますが、健康保険では「連続」する三日間の待期が必要で（待期には、有給休暇や公休日を含みます）。

したがって、休業開始後三日間のうち一日でも出勤した日があるときは待期が完成せず、連続三日以上の休業をしたときに初めて待期が完成し、第四日目から支給開始となります。

### （二）支給額

#### ① 原則

傷病手当金の一日あたりの額

は、「支給開始日以前一二月間の各月の標準報酬月額を平均した額」 $\div$ 三〇 $\times$ 三分の二に算出します。

② 被保険者となつて一二月間に満たない者

次のいずれか低い額を用い、その額の三分の二に相当する金額が支給額となります。

- ・ 支給開始月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額 $\div$ 三〇
- ・ 標準報酬月額の平均額（令和三年度における協会けんぽの平均額は三〇万円） $\div$ 三〇

なお、標準報酬月額の平均額は、保険者（協会けんぽ・各健康保険組合）ごとに異なります。

### （三）支給期間

支給開始した日から最長で一年六か月です。

なお、資格喪失後の継続給付として退職後に傷病手当金を受けられる場合も、最初に支給開始した日から一年六か月が上限です。

資格喪失後の傷病手当金は、資格喪失日の前日（退職日等）まで被保険者期間が継続して一年以上あり、かつ、資格喪失日

の前日までに傷病手当金を受けている者（または、受けられる状態にある者）を対象とするものです。

## （四）手続き

### ① 提出先

支給申請書の提出は、各保険者に対して行います。

申請様式は、協会けんぽの場合はホームページよりダウンロードすることができます。健康保険組合の場合は各健康保険組合にお問合せください。

### ② 時効

労務不能であった日ごとにその翌日から二年が申請の期限です。

## （五）留意点

傷病手当金を受けられる者が次のいずれかを受けることができるときは、傷病手当金が減額または支給停止となります。

- ・ 事業主からの報酬
- ・ 障害厚生年金または障害手当金
- ・ 老齢退職年金給付（資格喪失後の傷病手当金を受けられる者が調整対象です）
- ・ 労災保険の休業補償給付
- ・ 出産手当金

## 劣後ローン融資制度

コロナ禍により、大小を問わず企業では売り上げが急減し、自己資本が毀損されているところが多くあります。現在、政府の緊急経済対策として日本政策金融公庫の特別貸付やセーフティネット保証をはじめとする緊急融資が行われており、これらを利用して当面の資金確保がなされています。

多くの融資利用者は、企業維持に追われた形で負債が膨らんでいますが、その一方で、コロナ禍であぶり出された経営課題に向き合い事業の立て直し、変革を進めようとしています。

この事業の立て直し、変革には「時間」が必要です。そこで、通常の融資を補完する資本増強策として、融資制度「劣後ローン融資制度」があります。同制度は、まだ中堅企業等の数少ない利用に止まっていますが、今後の経営基盤強化策として中小企業の経営者の方も知っておく必要があります。

す。

劣後ローン融資制度のメリット・デメリットは、以下のとおりです。

〈メリット〉

- ① 元本の返済順位が他の債権よりも低債権であること
- ② ほとんど5～15年の期間を定め、期間終了後（満期時）に元本一括返済するものであること
- ③ 借入期間中に元本の返済はなく、金利のみを支払うもので、手元資金として置いておけること
- ④ 借入金なので負債ではあるが、金融機関は資本とみなす（疑似資本）こと

〈デメリット〉

- ① 元本の返済順位が他の債権より低い債権であることから、金融機関にとっては貸倒れのリスクがあるため、通常の融資よりも金利が高くなること
- ② 金融機関にとって融資対象の企業とは連携し事業を推進していくことになり、資料の提出、説明に時間がかかること

## 地域人口の減少

新聞、テレビ等マスコミは、盛んに日本の人口減少問題を報道しています。

減少の要因は、一人の女性が一生の間に生む子供の数（合計特殊出生率）の低迷が続いていることです。

この出生率減少の算出には、次の数式で考えると明確になります。例を挙げて計算してみましょう。

ある都市の人口は100万人で、毎年1%ずつ人口が減少。このとき、この年のn年後（nは1年後、2年後…10年後）では、人口は「複利計算」によって、「 $100(1 - 0.01)^n = 100 \times 0.99^n$ 」です。

この式に従い人口の変化を追うと、現在100万人の場合、10年後90.4万人、20年後81.7万人、30年後73.9万人、40年後66.8万人、50年後60.5万人となります。

そして、50年後には100万人都市は、半減に近い60万人都市になるということです。

### 仕事・私事・志事

「うちは個人商店ですよ。僕は会社で働きたいんです」  
そう言ってB君を皮切りに九名いた社員の七名が辞めました。  
運送業のAさんは、さすがに落ち込み、自信が揺らぎました。  
そして、社員である「ヒト」(人間)を相手にすることは、カネやモノの扱いは大いに違うことに気が付きました。  
今までは仕事は自分がいない

とまわっていない感じ「仕事」は「私事」でした。葛藤はあつたものの「社員を信じる心、任せる度量、待つことの勇気が必要」と仕事を任せることに踏み切りました。任せ方を知らない社長と任せられたことのない社員のとまどいが生じるもの…。しかし、結果、社員の士気が上がり、三年もすると経営は安定していききました。  
まさに、「仕事」は「志事」である、と言えるでしょう。